

三朝町放課後児童クラブ運営業務委託企画提案実施要項

1 業務の目的

三朝町では、小学校に就学する児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とし、放課後児童クラブの運営を行っている。

本運営業務について、より効率的、効果的に達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による業務委託することで、安全で安心な運営を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 三朝町放課後児童クラブ運営業務
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 委託業務場所

本委託業務の対象となる放課後児童クラブは、次の2クラブとし、それぞれ業者を選定するものとする。なお、1つの事業者による複数クラブへの応募も可能とする。

名 称	所 在	定 員
三朝西学童クラブ	三朝町大字大瀬 1170 番地 1	70 人程度
三朝東学童クラブ	三朝町大字片柴 913 番地 2	30 人程度

3 業務の要する費用（提案限度額）

- (1) 本業務に関する費用は、次のとおりとする。

名 称	提案限度額（3年間計）
三朝西学童クラブ	62,100,000円
三朝東学童クラブ	42,200,000円

※社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

※本金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

※本事業は、プロポーザルに関する業務委託料について、三朝町一般会計予算の成立

を前提に事業化される停止条件付き事業である。予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生せず、契約締結も行わないものとする。このことにより、参加者に損失が生じた場合も、町は損害賠償の責を負わないものとする。

(2) 見積書に積算する必要のある経費

①人件費

②運営事務費

事務用品費、消耗品費、旅費、研修費、電話料金等

(3) 委託料として積算する必要のない経費

①光熱水費

②施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕に係るものを除く）

③昼食、おやつにかかる経費（昼食は利用者が持参）

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 法人格を有し、本業務を行う体制を備えていること。

(2) 令和7・8年度三朝町入札参加資格を有すること。当該資格について申請していない場合は、必要な書類を併せて提出すること。

(3) 企画提案書の提出期限に、三朝町の指名停止を受けていないこと。

(4) 令和3年4月1日から公告日の前日までに、鳥取県内の市町村が委託した放課後児童クラブの運營業務の受託実績を有すること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由）に該当する者

② 次の申立てがなされている者

○ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

○ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

○ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

③ 次のいずれかに該当する者

○ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

○ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

○ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

- を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 企画提案の手続き等

(1) スケジュール (予定)

期日又は期限	項目
令和8年10月14日(水)	現地見学会に係る申込書の受付期限
令和8年10月下旬	現地見学会の実施
令和8年10月26日(月)	募集内容等に関する質問書受付期限
令和8年11月9日(月)	参加申込書等提出期限
令和8年11月19日(木)	提案審査会
令和8年11月25日(水)	受託候補者選定結果通知
令和9年1月	契約

(2) 現地見学会

- 申し込み期間 公告の日から令和8年10月14日(水)
午前9時～午後5時(但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
- 受付方法 メールにて受付(様式第6号)
メールアドレス: kyouiku@town.misasa.tottori.jp
※メール後は確認の電話を行うこと。
- 現地見学会 令和8年10月下旬(詳細は追って連絡します。)
※現地見学会への参加の有無は、審査には影響しない。

(3) 募集内容等の質問書の受付及び回答

- 質問書受付期間
公告の日から令和8年10月26日(月)午後5時まで
- 提出方法 質問書(様式第5号)を電子メールに添付し提出すること。
- 送信先 kyouiku@town.misasa.tottori.jp
※電子メール送信後は必ず電話連絡すること(0858-43-3510)。
- 回答方法 三朝町ホームページに掲載する(令和8年11月4日(水)(予定))。

(4) 参加申込書等の提出

上記「4 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める書類等を提出すること。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（A4版様式任意：1枚にまとめる）
- ③ 業務経歴書（様式第2号）※類似の業務実績について記載すること。
- ④ 定款又は寄附行為の写し
- ⑤ 法人登記の登記簿謄本
※応募日から3ヶ月以内に発行されたもの
- ⑥ 納税証明書（国・県・町）
※応募日から3ヶ月以内に発行されたもの
※町に納税義務がある者は町分も提出
- ⑦ 放課後児童クラブ運営に関する2年以上の実績の確認できる契約書等の写し
（過去5年以内に受託したものに限る）
 - 提出期限 令和8年11月9日（月）午後5時まで
 - 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※郵送の場合は、上記期間内に必着とする。

（5）企画提案書等の提出

上記の参加申込書等を提出する際には、以下の書類も提出すること。

- ① 企画提案書（様式第3号）
- ② 法人の沿革（任意様式）
- ③ 見積書（様式第4号）
- ④ 積算内訳書（任意様式）
- ⑤ 現在運営している事業に関する資料（任意様式）
※パンフレット等があれば添付してください。
- ⑥ 決算書の写し 直近2年分
※補足資料として財務諸表（任意様式を使用し、貸借対照表、損益計算表）
 - 正本1部、副本1部提出すること。
 - 提案件数は1者につき1件とする。
 - 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。但し、部分的な差替えは認めない。
 - 企画提案書についての様式は自由とするが、（様式第3号）の項目及び名称は必ず入れること。
 - 見積書に記載する金額は、本業務の3年分の総額のコロ額及び委託期間の各年度における金額も必ず記載すること。
 - 積算内訳書についての様式は自由とするが、積算根拠が分かるよう詳細に作成す

ること。

- 提出書類はA 4 判、横書き、左綴じ 2 穴フラットファイルにとじ、出来るだけ両面印刷とする。
- 提出期限後の書類の追加・修正は、応じない。
- 提出された書類の返却は行わない。
- 提案書類の作成、提出に係る費用は提案者の負担とする。
- 審査内容に関する問い合わせには応じない。
- 提出された書類等は、委託業者選定以外には使用しない。
- 企画提案書作成のために町から受領したすべての資料は、町の了解なく公表・使用することを認めない。

6 受託候補者の選定

- (1) プロポーザル参加者が提出した提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、評価項目ごとの評価点数の合計得点数で競うものとする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時・場所等については別途連絡する。プレゼンテーションに際して機器等を使用する場合は、スクリーン及び延長コード以外は説明者が用意する。
- (3) プレゼンテーションは 20 分以内、質疑応答を 15 分以内とする。
- (4) プレゼンテーション参加者は、1 者につき 3 名までとする。
- (5) 次の要領で受託候補者を選定するものとする。ただし、審査の結果、応募者が事業実施の目的を達成できないと判断した場合には、契約候補者の選定を行わない。
 - ① 審査した評点の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する。
 - ② 最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積金額により受託候補者を決定する。さらに同点同額の応募者が複数あった場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。
 - ③ 応募者が 1 者の場合であっても、提案内容を審査の上、適当と認められる場合は受託候補者とする。
- (6) 審査結果は文書により通知するとともに、三朝町ホームページに掲載する。また、受託候補者となった者には、企画提案内容に沿った仕様の確認及び見積書の提出について案内する。なお、審査内容及び審査結果についての質問及び異議申立ては受け付けない。

7 業務委託契約に関する事項

(1) 契約手続き

受託候補者と協議し、地方自治法第 234 条第 2 項の規定による随意契約により、契約手続きを進めるものとする。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない

場合は、次点者を受託候補者として再度選定するものとする。

- ① 受託候補者が地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき
- ② 受託候補者が、三朝町から業務委託に係る指名除外措置を受けたとき。
- ③ 受託候補者が、選定後に失格となったとき
- ④ 受託候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- ⑤ 受託候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、委託者、受託者協議の上で定める。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

8 その他

- (1) 募集要件を満たさない場合や、書類審査等で問題があることが判明した場合は、選定の対象とならない。
- (2) 応募者が提出した申請書類に虚偽の記載を行った場合や選定委員に接触を図る等、不正は行為があった場合には、応募を無効とする。
- (3) 候補者としての選定後に、重大な不備等があることが判明した場合等には、当該選定を取り消すものとする。
- (4) 関係法令等に違反した場合は選定を取り消し、契約の解除を行う場合がある。
- (5) 資格審査申請に係る書類及び企画提案書の作成に要する費用並びにプロポーザルの参加に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (6) 選定された受託候補者と町は、運営に関して詳細な協議を行う。
- (7) 運営委託後、法人の財務状況及び運営状況については、三朝町が実施する指導監査及び実地指導の対象となる。
- (8) 申請後に応募を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（任意様式）を資格審査申請書類の受付日締切までに提出すること。

9 問い合わせ先

〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2

三朝町教育委員会事務局 教育振興室

電 話：0858-43-3510 F A X：0858-43-0647

電子メール：kyouiku@town.misasa.tottori.jp